平成２７年（フ）第１７６５号
札幌市北区篠路１条５丁目２番22―102号
債務者　奥山　裕子（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７７６号
札幌市手稲区曙４条３丁目14番10号
債務者　佐藤　智淳
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７８２号
札幌市東区北12条東11丁目２番５号　ハイムさわだ光星１号
債務者　東　　康則
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６７号
福島県会津若松市東年貢１丁目１番２号、前住所福島県会津若松市宝町３番28号
債務者　城戸　幸司
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第７６９号
埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲4998番地１　ストークタウンＡ―202
債務者　鈴木ダイヘイこと　スズキ　バルベロロドルホ　ダイヘイ
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０７９号
埼玉県桶川市朝日２丁目10番６号　サンライトマンション202号
債務者　水戸部由美子（旧姓武川）
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１１４号
埼玉県川口市芝中田１―23―13　クリアハウス川口103、住民票上の住所埼玉県深谷市上野台2839番地７
債務者　馬場　将也
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１３０号
埼玉県川口市西青木１丁目12番７号　いなばビル403号
債務者　小倉　　彩
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１９０号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地３―11―201
債務者　山崎　通子
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４４８号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地８街区14棟509号
債務者　高田隆一郎
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４６９号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地１街区29棟103号
債務者　吉橋　栄一
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５１４号
埼玉県入間市河原町１番３号　駅前ビル606、前住所埼玉県入間市牛沢町２番５号　リレント入間406
債務者　松百眞喜江
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５２８号
埼玉県川越市砂新田３―14―１　エマーユ新河岸405、住民票上の住所東京都新宿区北新宿１丁目25番18号
債務者　小川　　修
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５３１号
埼玉県入間市大字上藤沢378番地１
債務者　伊藤　隆子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５３７号
埼玉県富士見市関沢３丁目38番５号、前住所埼玉県志木市中宗岡１丁目15番18―107号
債務者　吉本　　綾（旧姓品田）
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１５６号
岡山県浅口市金光町須恵542番地　サンハイツ201、申立時の住所岡山県倉敷市玉島乙島1434番地２
債務者　紺野　　力
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係